

## 岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を市内で行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営の安定化を図り、留守家庭児童の放課後等の家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成に資することを目的とする。

### (補助対象となるクラブ)

第3条 補助対象となるクラブは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第34条の8に基づく届出をしており、別に定める基準以上の事業実績があること。
- (2) 岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第33号。以下「設備基準条例」という。）の基準を遵守するものであること。
- (3) 利用児童の事故等があった場合に適切な補償等を行うための措置を行っているものであること。
- (4) 事業の利用ニーズが高い小学校区又は事業の効果が高いと認められる小学校区において開設し、事業を行うものであること。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別添に定める各事業に必要な経費とし、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（ただし、飲食物費は除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費及び工事請負費（環境整備事業費）等とする。なお、各事業において同一の経費を重複して計上しないものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別添に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別添に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業ごとに、前号により選定された額の合計金額を交付額とする。

### (交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の各号に示す条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別添の事業の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は、廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は、効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）」に定める期間（第8号において「処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は、廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、書面により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、これらを補助金に係る金額が確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「市費補助事業者」という。）は、市費補助金等交付申請書に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

（変更交付申請）

第8条 この補助金の交付決定後において、事業の変更により、申請の内容を変更しようとするときは、市費補助事業者は、変更交付申請書に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条又は前条の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行うものとし、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに

交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、市費補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に  
より特別の必要が生じたときは、市費補助金等の交付決定について全部若しくは一  
部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することが  
できる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定を受けた場合において、当該通知に係る交付  
決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた  
日から起算して10日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第11条 市費補助事業者は、事業が完了したときは市費補助金等実績報告書に関係資  
料を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び、必要に  
応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金に係る交付の決  
定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額  
を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助金額の確定後、市費補助事業者からの請求により交付する。  
ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがで  
きる。

(補助金の精算)

第14条 前条ただし書に基づき、補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額  
の確定後、速やかに精算しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその  
額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還  
を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別 添

1 放課後児童健全育成事業

1支援の単位 児童の数		開所日数 200日以上249日以下	開所日数 250日以上
基本単価	1人～19人	1,881,000円	2,794,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×30,000円
	20人～35人	3,356,000円	5,117,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×27,000円
	36人～45人		5,117,000円
	46人～70人		5,117,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×85,000円
	71人以上		2,917,000円
開所日数加算	—		21,000円×250日を超える日数
長時間開所加算	平日	449,000円×「18時半を超える時間」の年間平均時間数	449,000円×「18時半を超える時間」の年間平均時間数
	長期休暇	—	202,000円×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数

- (1) 年間開所日数は、250日以上とする。ただし、年間開所日数が200日～249日のクラブであっても、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合については、特例として補助の対象とする。
- (2) 年度途中で開所又は閉所したクラブについては、上記(1)の開所日数が確保された場合に限り、開所した月数を補助対象とする。(ただし、千円未満切り捨てとする。)
- (3) 年間平均登録児童数10人未満の支援の単位については、①山間部、へき地で実施している場合、②実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合、③その他当該クラブを実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。
- (4) 放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）を対象経費とし、他の事業を実施するために必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (5) 開所日数加算額  
開所日数251日以上については、1日8時間以上を開所する場合に当たり、1支援の単位当たり1日基準単価を加算する。
- (6) 長時間開所加算額

長時間の開所をする場合、1支援の単位当たり以下のとおり基準単価を加算する。ただし、年度途中の開所時間変更等は、平均開所時間の小数点第3位切り捨てによる時間数により加算をする。

ア 平日分（利用ニーズに対応するため、18時半を超えて開所する場合）

基準単価（円）×「18時半を超える時間」の年間平均時間数

なお、加算においては、0.5時間単位とし、上限を1.0時間とする。

※ 1つのクラブが異なる施設所在地にある複数の支援の単位を運営している場合は、それぞれの支援の単位を補助対象とする。

※ 1つのクラブが同一の施設所在地にある複数の支援の単位を運営している場合は、1つの支援の単位の施設定員を基準（施設定員に差がある場合は、最も施設定員の数が多い支援の単位の施設定員とし、支援の単位ごとに施設定員を定めていない場合は、「施設定員÷支援の単位数」で算出された値（端数切り上げ）とする。ただし、テナントビルなど階層が異なる施設を使用している場合は最も低層階にある支援の単位の施設定員とする。）とし、その値を上回る人数の児童が恒常的に18時半を超えて利用する場合に限り、他の支援の単位についても補助対象とする。

イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

基準単価（円）×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数

なお、加算においては、0.5時間単位とし、上限を4.0時間とする。

## 2 放課後子ども環境整備事業

民間放課後児童クラブの整備が必要であり、事業の効果が高いと市が判断した結果、事業を実施するために必要となる既存施設の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うクラブに対し、1施設につき1回限り補助する。ただし、待機児童が発生するなど児童の数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法で適正な人数規模への転換を図る場合には、回数限定をしない。

※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画において、クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある地域の児童受入れを補完できることを補助要件とする。

※ 単に（受入れ児童数の増加又は防災対策を伴わない）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕及び現に運営するクラブの移転は対象外とする。

### (1) 設置促進事業

事業を新たに実施するため、既に事業を実施している場合における受入れ児童数の増加に対応するため、又は防災対策等のために、必要な民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を補助する。

補助額は、上記対象経費の実支出額と補助基準額である2,000,000円を比較して少ない方の額とする。

### (2) 環境改善事業

事業を新たに実施するため、既に事業を実施している場合における設備の更新、防災対策等に必要となる既存施設の改修を伴わない設備の整備・修繕及び備品の購入並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を補助する。ただし、前年度に前号を活用し、整備をしたクラブは、対象外とする。

補助額は、上記対象経費の実支出額と補助基準額である1,000,000円を比較して少ない方の額とする。

### 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

障がい児（療育手帳又は身体障がい者手帳所持児童、特別児童扶養手当を受給する児童又は、医師、児童相談所等公的機関により、これら児童と同等の障がいを有していると認められた児童）を通年で受け入れ、障がい児も含めた集団活動、指導に十分配慮した運営が行われており、かつ、障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等が配置されている場合において加算する。ただし、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。

加算額は、1支援の単位当たり放課後児童支援員に係る人件費又は2,232,000円のいずれか低い額を上限とする。

なお、障がい児対応の放課後児童支援員の配置を取り止めた場合においては、その月数を減じることとする。

### 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）

待機児童が既に存在している、又は待機児童が発生する可能性がある地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用してクラブを実施するために必要な賃借料等を補助する。ただし、待機児童を解消する目的で支援を行うことから、できる限り公立の育成料と同額となるよう努めることとし、育成料が月額12,000円を超えるクラブは補助対象としない。又、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。

※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があることを補助要件とする。

#### (1) 賃借料補助

平成27年度以降に学校敷地外の民家・アパート等を活用して児童1人当たりの面積基準を適正に守り事業を新たに実施した又は実施する場合は、必要な賃借料の補助を行う。

補助額は、1支援の単位当たり放課後児童クラブ運営支援事業に必要な経費（賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。））又は年額3,374,000円のいずれか低い額を上限とする。

#### (2) 移転関連費用補助

学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所にクラブを移転して、受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合は、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を補助する。

補助額は、上記対象経費の実支出額と補助基準額である2,500,000円を比較して少ない方の額とする。

#### (3) 土地借料補助

学校敷地外の土地を活用して、クラブを設置する際に、初年度に限り必要な土地借料への補助を行う。

補助対象は社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8の第2項に基づき事業を実施する市が認めた法人以外の者とし、補助額は、1支援の単位当たり放課後児童クラブ運営支援事業に必要な経費（賃借料）又は年額6,100,000円のいずれか低い額を上限とする。

## 5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

以下の条件を満たす場合、放課後児童クラブ送迎支援事業に必要な経費（車輛に係る経費については、燃料費のみ）を補助する。なお、バス等によって送迎を行う場合（送迎車輛の運行を委託する場合も含む。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）第6条の3に基づき、送迎車輛運行時、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法で、利用児童の所在を確認すること。補助額は、1支援の単位当たり放課後児童クラブ送迎支援事業に必要な経費又は年額581,000円のいずれか低い額を上限とする。

ただし、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は補助対象外とする。

- (1) 授業終了後、通学する小学校と異なる小学校区に開設された放課後児童クラブを利用する児童の安全・安心を確保するため、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎（送迎車輛の運行委託を含む。）を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、待機児童の解消に寄与する場合
- (2) 待機児童を解消する目的で支援を行うことから、できる限り公立の育成料と同額となるよう努めることとし、育成料が月額12,000円を超えるクラブについては、市内で待機児童が生じている小学校区のうち、市が指定する小学校区から児童の受け入れを行う場合

## 6 放課後児童支援員等処遇改善等事業

事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に、18時30分を超えて開所し、年間250日以上開所するクラブで従事する常勤職員について、申請年度の給料月額が平成25年度に対して改善されている場合には、当該改善額に相当する額の人件費を補助する。ただし、申請年度の給料月額が申請の前年度の水準を下回ってはならない。また改善額には、別添10の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を適用した改善部分は含めない。

対象となる常勤職員は、事業を行う者と雇用契約を締結し、事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事しており、以下の(1)又は(2)に定める育成支援のいずれかに従事する者とする。なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。なお、本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象外とする。また、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合も対象外とする。なお、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、本事業における賃金改善には含めないものとする。

- (1) 事業者において、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員が以下の育成支援のいずれかに従事する場合に当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。

補助額は、1支援の単位当たり給料月額の改善額（給料月額改善に伴う残業賃、賞与への影響額を含む。ただし、1支援の単位当たり給料月額の改善額は、申請年度の給料月額が平成25年度に対して改善されている場合の改善額に相当する額を上限とする。）又は年額1,829,000円のいずれか低い額を上限とする。

ア こどもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利

用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

イ こどもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、こどもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

ウ 市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

エ こどもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについてこどもや保護者等にあらかじめ周知すること。

オ 児童虐待の早期発見の努力義務が課せられていることを踏まえ、こどもの発達や養育環境の状況等と把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市又は児童相談所に速やかに通告すること。

(2) 事業者において、(1)の育成支援に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員が(1)の育成支援又は以下の育成支援のいずれかに従事する場合に当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。

補助額は、1支援の単位当たり給料月額の改善額(給料月額改善に伴う残業賃、賞与への影響額を含む。ただし、1支援の単位当たり給料月額の改善額は、申請年度の給料月額が平成25年度に対して改善されている場合の改善額に相当する額を上限とする。)又は年額3,330,000円のいずれか低い額を上限とする。なお、本事業については、別に定める交付額の算定方法を踏まえて実施すること。

ア こどもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織やこどもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。

イ 地域住民の理解を得ながら、地域のこどもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブのこどもの活動と交流の場を広げること。

ウ 事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行うこと。

エ こどもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

オ こどもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

カ 同一小学校区内の放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行うなど関係者間の連携を図ること。

#### 7 障害児受入強化推進事業

障がい児3人以上の受入れを行い、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を更に1名追加して配置されている場合において加算する。ただし、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。

加算額は、1支援の単位当たり放課後児童支援員に係る人件費又は2,232,000円のいずれか低い額を上限とする。

#### 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

1支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模なクラブに、常に2人以上放課後児童支援員等が配置されている場合において加算する。

加算額は、1支援の単位当たり事業に必要な人件費又は年額697,000円のいずれか低い額を上限とする。

#### 9 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

設備基準条例に基づく職員体制に加え、遊び及び生活の場の清掃等運営に係る業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員が開所時間中に配置されている場合において加算する。ただし、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。

加算額は、1支援の単位当たり事業に必要な人件費又は年額784,000円のいずれか低い額を上限とする。

#### 10 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

クラブで従事する放課後児童支援員等の常勤職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を前提として、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施するクラブに対し、必要な経費を補助する。ただし、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。補助額は、支援の単位ごとに、以下の算式により算定した金額とし、交付にあっては、以下の各号に示す要件等を満たしていることとする。

<算式>補助基準額（月額11,000円）×賃金改善対象者数×事業実施月数

(1) 補助基準額以上の賃金改善を行うこととする。

(2) 補助の対象となる経費は、本事業を実施するために必要な人件費（給与、手当、賞与及び法定福利費等。）とする。なお、常勤職員とは、放課後児童健全育成事業に専従し、施設で定めた勤務時間（1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする。）の全てを勤務する者をいう。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については本事業の対象外とする。

(3) 賃金とは、給与、手当及び賞与等を事業者が職員に対して支払うものをいい、賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数及び職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和4年1月に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。なお、最低

賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、本事業における賃金改善には含めないものとする。

(4) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

(5) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式> 「前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷

「前年度における賃金の総額」 × 「賃金改善額」

(6) 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するため、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

(7) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（ただし、業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

(8) 本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

(9) 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（令和3年12月23日付け子発1223第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく賃金改善を実施している場合には、当該事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないこと。

(10) 本事業による賃金改善については、別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。また、別添6の事業に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。